

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 2

# 週報

第七十號  
昭和二十二年二月十日

官報附録

昭和二十二年十月一日第三種郵便物認可  
昭和二十二年二月十一日第三種郵便物認可  
（毎週一回水曜日発行）

週報

昭和二十二年十月一日第三種郵便物認可  
昭和二十二年二月十一日第三種郵便物認可  
（毎週一回水曜日発行） 第十四號

（本書の大きさは規定規格A5判）

## ○紀元節制定の由來

（文部省）

五錢

## ○紀元節御下賜金に就て

（海軍省海軍軍事普及部）

## ○海上戦闘力に就て

—（國際時事解説）—

## ○暴露された蘇聯の

（外務省情報部）

## 並行本部事件

所 込 申	價 定
内閣印刷局發賣掛 電話九ノ内(四)三五二一九 振替東京一九〇〇番 全国各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區保町一ノ三 郵便東京九三九〇番 最寄書店・驛書店	一部 五錢 一ヶ月分未滿配送御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。 （外國郵便に依る地） 一ヶ月分前金 一圓四十錢 （城は三圓四十錢） 要送料

官報附録週報別刷

昭和二十二年二月三日印刷發行

編輯者 情報委員會  
東京市神田區永田町  
印刷者 内閣總理大臣官舎内  
東京市神田區大塚町

刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に関する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし、公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

▽週報各號掲載事項抜萃

- |                    |                      |    |
|--------------------|----------------------|----|
| ▼税制改革の要領           | ▼皇室の御近狀              | 一  |
| ▼電力統制の必要性          | ▼海運國策に就て             | 二  |
| ▼地方財政及税制改革         | ▼新春を迎へて國民諸君へ         | 三  |
| ▼燃料國策に就て           | ▼義務教育年限の延長           | 三  |
| ▼陸軍軍備の本格的充實        | ▼關稅制度改革の要領           | 三  |
| ▼農村經濟更生と特別助成       | ▼保健國策に就て             | 四  |
| ▼小學校教員俸給の道府縣負擔     | ▼貧病處理法と昭和製鋼所         | 四  |
| ▼滿洲移民の現況と其の將來      | ▼國際時事解説              | 各號 |
| ▼法制化された方面委員制度      | ▽第十五號                |    |
| ▼航空國策に就て           | ▼治水の根本策              |    |
| ▼思想犯保護觀察制度の實施      | ▼英伊地中海協定と歐洲の風雲       |    |
| ▼國民健康保險制度の要旨       | ▼第七十回帝國議會に於ける國務大臣の演說 |    |
| ▼來年の豫算             | ▽第十六號                |    |
| ▼國際觀光事業の一般趨勢       | ▼列國の原料資源             |    |
| ▼羊毛工業の現在と將來        | ▼我國の結核死亡率と乳兒死亡率      |    |
| ▼金融機關を語る           | ▼西安クーデターの全貌          |    |
| ▼退職積立金及退職手當法の施行に就て |                      |    |

紀元節制定の由來……………文部省……………(一)

紀元節御下賜金に就て……………(四)

海上戰鬥力に就て……………海軍省海軍軍事普及部……………(七)

—(國際時事解説)—

暴露された蘇聯の

竝行本部事件……………外務省情報部……………(三)

〔本誌より轉載の場合には「週報」に依る旨を明記し情報委員會宛三部送付せられたし〕

## 紀元節制定の由來

文 部 省

1 紀元節制定の由來

皇祖天照大神が皇孫にこの國土を授けたまひ、皇孫降臨したまうてから、御三代の間、日向に於て靜かに正しき道を養ひたまうたのであるが、神武天皇に至つて、更に皇都を大和に奠めて、天業を恢弘したまうたのである。爾來我が國運は、天皇御統治の下に益々隆昌に赴いたが、社會の推移と思想の變遷は、圖らずも武家政治を將來して、變遷の政體を七百年も持續するに至つたのである。然し、江戸時代に於ける文教の隆盛は、遂に古史古典の研究に及ぶに至つて、始めて國體の本源を明徴にし、武家政治の國體に反れる所以を悟り、こゝに尊皇の思想が勃興して、王政復古の唱道となり、將軍慶喜も亦大義を重んじて、斷然大政を朝廷に奉還し、再び國體の正しき姿に立歸つたのである。而もその復古は、神武天皇御創業の王政に復して、皇威を中外に宣揚すべきであるとの論は、夙く岩倉具視の客玉松操等によつて唱へられ、世論遂にこゝに歸趨して、明治維新の大業が成るに至つたのである。されば、慶應三年十二月九日王政復古の大號令を發したまひ、「諸事神武創業之始ニ原キ縉紳武辨堂上地下之無別至當之公議ヲ竭シ天下ト休戚ヲ同ク可被遊 敬慮」と仰せ出されたのである。

それ故、明治の御一新は、全く神武天皇御創業の始に基いて、庶政を革新されたのであるから、この御精神の下に、著々新政の進むに従つて、まづその名義を正し、こゝに我國の紀元を定めらるゝこととなつた。即ち明治五年十一月、従來の大陰曆を廢して太陽曆を頒行するに當り、太政官布告を以て、神武天皇の御即位を以て紀元と定むる御旨を宣し、その二十五日、吹上御苑内に遙拜所を設けて、神武天皇の御祭典を擧げ、在京の文武百官禮服を著用してこゝに參拜したのである。翌くる六年一月、今迄の五節供を廢止すると共に、新に神武天皇の御即位日を天長節と共に、國家の祝日と定められ、その三月七日に、その御即位當日を紀元節と稱する旨を布告せられ、愈々神武天皇御即位の辛酉ノ年正月元日を太陽曆に換算して、二月十一日を以て紀元節を定めて、明治七年の本曆より曆に上すこととなり、こゝに二月十一日の紀元節が、國家の祝日として、全國民の慶賀するこよなき目出度い日となり、今や四大節の一として大切な記念日となつて居るのである。

かくて、紀元及紀元節が制定せられてから、皇紀が公けに用ひらるゝ外、民間刊行の史書その他の載籍にも、皇紀を用ひる事が行はれ、又紀元節を期として、種々の行事が擧げられたが、中にも紀元二千五百四十九年明治二十二年二月十一日の紀元節當日、御新造の東京宮城正殿に於て、萬古不磨の大典たる欽定大日本帝國憲法の御發布があつた事は、國民の齊しくその聖恩に感激し、永久に忘るべからざる一大盛事である。惟ふに、世界東西國多しと雖も、一國の紀元を第一代の君主の即位に置

き、その即位日を紀元節とするが如きものは、何處にも見當らないのである。かくの如きは、實に我國の様な、皇祖天照大神の神勅に基いて、萬世一系の天皇が天壤無窮に統治したまふ國體に於てのみ、始めて可能であるので、我が國體の世界に無比なる特色も亦こゝに見られるのである。遡つて考ふるに、神武天皇は、今より二千五百九十七年前の二月十一日、いとも莊嚴なる御儀を以て御即位式を橿原ノ宮で擧げさせられ、始めて第一代の天皇として天つ日嗣の高御座に即きたまうてから、頗る宏大なる規模を以て、皇祖の天業を恢弘したまうたのであるが、明治維新以來の復古精神は、即ちこの皇祖皇宗肇國の大精神によるのであるから、爾來國運の彌隆昌にして、今日の如き皇國の大をなした所も亦こゝに基くのであらねばならぬ。されば、この國家の一大記念日に際しては、國民擧つて寶祚の無窮を祈り奉り、國家の隆盛を祝福すると共に、遠く皇祖皇宗肇國の昔を敬慕して、肇國の大精神を奉體し、古來一貫せる國民精神を發揮し、以て臣民戮贊の誠を致すことを誓はねばならぬ。

## 紀元節御下賜金に就て

皇室が常に薄倖者に對して憐愍の情を垂れさせ給ふことは今更申上る迄もない。即ち天變地異に際し、或は凶歉に遭ひ若くは疫病等にて民の疾苦するに當つては勿論、常時に於ても不幸なる窮民に對しては時々御救恤を仰せ出されてゐるのである。

之は「天下億兆一人モ其處ヲ得サル時ハ皆朕カ罪ナレハ」と仰せられたのに基くもので、此の有難い聖旨は更に明治二年八月二十五日の詔に明示せられてゐるのである。

朕登祚以降海内多難億兆未タ緩寧セス加之今歲淫雨農ヲ害シ民將ニ生ヲ遂ル所ナカラントス朕深愧怍ス依而躬ヲ節儉スル所有テ以テ救恤ニ充ントス主者施行セヨ

即ち畏けれども、陛下御躬に御節約を遊ばされて之を救恤に充てよと仰せられ給うたのである。此の大御心の現はるゝ處或は特旨に依る賜金となり、或は國際慈善賜金となり或は災害地御救恤となり又は紀元節の御下賜金となるのである。

紀元節御下賜金の發端は大正十年二月十一日、内務省所轄の私設優良社會事業團體に對する御下賜

を以て其の始と爲してゐる。内務省は明治四十一年度以降各種の救濟事業中、其の成績の優良なるもの又は社會的に必要なるものに對して助成金を交付し來つたのであるが、當時即ち大正十年頃に於ての社會状態は救濟事業の整備改善を要すること愈々切實なるものあるに鑑み、一層獎勵の要あるを認識し、豫ての御聖旨に副ひ奉らんことを期しむる際、畏くも大正十年二月十一日の佳節に當り内務省所管、文部省所管の兩社會事業團體二百七十に對し、總額金二萬八千五百五十五圓を下賜せられたのである。而して翌十一年に於ては總額金九萬二千五百圓、二百十三團體に及んだのであつた。

更に翌十二年には御下賜金は司法保護事業にも及び、又朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳、關東廳所管の外地各種社會事業に、昭和四年には南洋廳所管の社會事業にも賜金を拜することになつた。

尙、内務省所管の社會事業、竝に外地社會事業は養老、育兒、救療、隣保、窮民救助、宿泊保護、貧兒教育、生活扶助、授産、職業輔導、職業紹介、少年教護、異常兒保護、勞務者共濟、病者慰安、社會教化、不具者再教育、其の他各種の救濟事業等であつて、文部省の所管に屬するものは主として盲啞事業である。又司法省に屬するものは主として司法保護事業であつて、改過遷善の更生に進展しめんが爲の事業であるが、近年は少年保護事業に對するものが特に注目に値するものである。遞信省に屬するものとしては海員の救濟事業に關するものであつて、其の使命とする處は重要性を帯びてゐる。

今年の紀元節御下賜金は次の如くである。

所管別	賜金額	團體數
内閣	三、八〇〇円	一六
内務省	九八、一〇〇	三九七
司法省	五二、五〇〇	二二一
逓信省	五〇〇	三
文部省	一一、八〇〇	五二
拓務省	二七、三〇〇	一一九

以上合計七百九十八團體、總額金十九萬五千圓に及ぶもので、聖旨の宏大なる唯、感激に堪へぬ次第である。

(宮内大臣官房總務課)

# 海上戦闘力に就て

海軍省海軍軍事普及部

## 一 海上戦闘力の要素

海上戦闘力は人的と物的の二大要素から成ると觀念せられる。

人的要素は軍紀、士氣、攻撃精神、堅忍不拔の精神、犠牲的精神等の精神力と、戦略、戦術及大砲射撃、魚雷發射、通信、艦船運用、機關操縦の技術等から成る。

物的要素は艦船の船體、兵器、機關及航空機等の具體的勢力である。

而して人的要素と物的要素とは相互に依存するもの即ち

$$\text{戰國力} = \text{人的要素} \times \text{物的要素}$$

の關係にあるもので、如何に物的要素が整備してゐても人的要素に缺けて居つては猶ほ小判であり、反對に物的要素が貧弱である場合には人的要素が著しく卓越して居らない限り勝つことは困難である。

## 二 精神

相撲や柔道、劍道又は庭球、野球等に於て試合者の精神状態が悪いと、固くなつたり怖氣づいたりし

て日頃の技倆を發揮出來ず思はざる不覺をとつたり、又は日頃練習の時は互角の腕前の者であつても試合のときは攻勢に出たものが勝つと言ふ様なことは常に吾々の見たり経験したりするところである。

戦闘に於ても正に斯の通りで、精神力に缺くるところがあれば、數萬の平氏の大軍が富士川の水鳥に驚いて潰走したり、バルチック艦隊が北海で英國の漁船を日本の奇襲部隊と間違へて砲撃したり、八月十日の黄海海戦から遁走した露艦ヂャナが西貢に入港せんとする際偶々港口から出て來た佛國の一小艦を見て蒼惶として降伏の信號を掲げた様な醜態を演ずることとなる。反對に日清戦争の黄海海戦に於て定遠、鎮遠といふ當時に於ける世界有数の堅艦を有する北洋艦隊と戦つて我が艦隊が大勝を博したのは「未だ沈まずや定遠は」の勇敢なる水兵と同じ様な精神力を全軍の將士が持つて居つたに依ることは見逃せないところである。又日本海海戦に於ては、我軍が頭に 陛下の御稜威を戴き東郷司令長官を中心として全軍の將士が必勝の意氣に燃えて居つたのに對し、バルチック艦隊では主將ロゼストウエンスキー提督は部下の信望を得ず、將士の士氣沈滞して居つたのも其の勝敗を決する一大因子であつた。日本海海戦後馬尼刺に遁竄したエンクイスト少將は戦後

「機械の前進を命ずると部下は宜しと復命するが機械は依然として停止の儘である、……要するに予の命令は事實上一つも實行されて居らぬ」

「五月二十七日夜、予は主隊に續航すべきことを充分命じて置いたにも拘らず何が何だか一切判らぬうちに觸接は失はれてゐた。仍て浦鹽に向首を命じた、命令通り致しましたと言ふ程もなく彼等

は突然馬尼刺に行きまゝと言ひ出した」と述懐して居る様な話もある。

砲彈雨飛の下で、僚友は傷つき或は殞れ、甲板は鮮血に彩られるといふ様な慘澹たる状況に在つて、沈著以て各自の部署を守り其の職責を遂行して一艦としての戦闘力を十二分に發揮し、又は全軍の勝利の爲に自艦又は自隊の大なる損害をも物ともせず奮戦し、全軍一體となつて敵に打突かつて克く勝を致し得るものは、實に旺盛なる士氣、嚴肅なる軍紀、燃ゆるが如き攻撃的精神、確固たる堅忍不拔の精神、崇高なる犠牲的精神等に因るものである。

尙精神力に付て一言附け加へて置きたいことは主將の精神力が全軍の精神力の核心を爲すといふことである。日本海海戦の前、東郷司令長官は上京して 明治天皇に拜謁し、御下問に對し誓つてバルチック艦隊を撃滅すべき旨を力強く奉答せられた。此の偉大なる東郷司令長官の精神力は「敵艦見ゆとの警報に接し聯合艦隊は直に出動之を撃滅せんとす……」(參謀の書いた原案は「……」之を遊撃せんとす……)とあつたのを長官自ら筆を執つて撃滅に訂正せられたものである)の海戦第一報として表はれ、更に敵前十六點方向變換といふ何所の戦術書にも書いてない大英斷となつて表はれ、戦を彼の大勝に導いたのであつた。一方ロゼストウエンスキー提督はと言へば、會戦前の命令に「第一驅逐隊の各艦は終始各旗艦に分隨し旗艦が損傷傾斜して運動の自由を失ひたるときは之に接近し提督、副提督、幕僚を移すべし」とあり、又同提督負傷後の囁言に迄「北二十三度東」(浦鹽への針路)を言つ

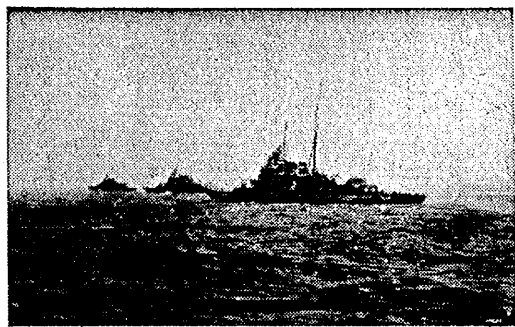
て居つたといふ様な譯で、進んで日本艦隊を破らんとする意氣に見るべきものがない。

歐洲大戰に於て聯合軍の頹勢を挽回した佛の名將フォッシュ元帥は如何なる苦境に立つても悲觀せず

希望を棄てざる人で、部下の將軍連より其の苦戦の報告を受くる都度之を刎ねつける常套語は「獨兵はもつとそれ以上だ、攻撃せよ」と言ふのであつた。

ネルソンが優勢なる敵と會戦を豫期した場合次の様なことを言つて居る。「艦長にして信號を了解し得ざる場合には須らく其の艦を敵艦に横附せよ、然らば則ち大過なからん」と。

一八六六年のリッッサの海戦に付て見るに、伊將ベルサノは政府に對して「予の要求せるところを送られざれば予は何事も爲し得ず」と泣言を並べて居るのに對し、塙將テゲトフは「出来るだけのものを送られ度、予は何とかすべし」と言ひ、「白いものを見たら衝突しろ」と言ふ命令(當時の伊艦は白塗であつたので伊艦を見たら衝角で突き沈めよの意である)を下して全軍結束優勢なる伊軍を撃破したのであつた。その他、例は幾らもあるが之等の例は何れも指揮者の器量の如何が勝敗を決する最も重要な要素であることを示して居る。



以上述べたところに依り精神力が勝敗を決する上に如何に重要な役割を爲すか了解せられたことと思ふが、尙、以上述べた例に付て、戦は負けた時に負けたものでなく、戦意を失つた時は既に戦はざるに負けて居ることを善く看取せられたい。敢て戦争に限らず、世間萬般のことは必ず成るの信念あれば成功するが、此の信念が無ければ出来ることも出来ない。帝國の前途益、多事多難ならんとする今日、我々國民は必ず前途の國難を打開して天壤無窮の國運を扶翼し奉るといふ心構へが特に必要ではあるまいか。

### 三 術 力

日露戦争開戦當時に於ける兩國の海軍勢力を噸數で比較すると

日	本	二四六、三三三
露	國	三二八、一七四 (黒海艦隊を含まず)

で日本は露國の七割五分であつた。然し露國は其の艦隊を歐洲と東亞に分在せしめて居つたから、東亞に於ける勢力は我が海軍兵力の約七割五分であつた。而も此の兵力を旅順と浦鹽に分散して居つたから、我が聯合艦隊は全兵力を旅順と浦鹽との間に置いて常に優勢を保持して之等東亞に在つた露國海軍を全滅し、次いでバルチック艦隊の回航が遅延して居る間に我が海軍は艦船兵器機關の修理を完成し、更に乗員の猛訓練を行つて、同艦隊を日本海に全滅せしめた。之は戰略に於ける彼の術力が拙



劣であつたのである。

日本海海戦に於て、バルチック艦隊が戦闘に適せない並陣列を執つて居つたに對し、我が艦隊は單縱陣を以て第一第二兩艦隊は相連繫して常に敵の先頭を壓し丁字を畫きつゝ、其の他の諸隊は主力部隊に呼應して、全軍結束絶大な攻撃力を發揮したのは戦術に於ける我が術力が優れて居つたのである。

又同海戦に於て兩軍の砲力を比較すると

皮相の砲力	日	露
射撃速度を加味せる砲力	一〇〇	七八
更に命中率を加味せる砲力	一〇〇	二六
	一〇〇	二三

となつて居り、我は彼に比し射撃速度に於て三倍、命中率に於て二倍して居つたのである。之があの  
大勝を得た主要なる原因の一であつた。之は我が乗員の戦闘に於ける術力が大いに優つて居つたのに  
依るもので、東郷司令長官の聯合艦隊の解散の訓辭にある「百發百中の一砲は能く百發一中の敵砲百  
門に對抗し得」とは正に之を指すのである。

即ち如何に數的に優勢なる兵力を持つて居つても、如何に優れた艦船、兵器、機關を持つて居つ  
ても、肝心の將兵の術力が十分でなければ其の全能を發揮することは出来ない。我が海軍が戦技に演  
習に常に戰略戦術の研究演練に努め、或は寒暑を厭はず激浪を物ともせず、日夜猛訓練に勵んで居る

のは、彌が上にも我が術力の向上を圖らんとするものである。我が海軍は訓練用の費用が潤澤でない  
ので、一發の弾も一滴の油も忽諾にせず、一度艦隊が作業地に入ると、晝となく夜となく訓練又訓  
練で、土曜日曜などは問題外で「月月火水木金土」を艦隊暦と稱せられて居る程である。又一般の國民  
は海上勤務の冬の寒さは想像して居らるゝが、夏の暑さは知らない人が多い様である。之は鐵の籠を  
作つて徑三〇厘米の窓を一つか二つ開けて之を夏の日光の直射の下に置き、其の中に入つて居るのを  
考へたならば大體想像がつく。況んや窓のない砲塔内や機關科の訓練に於てをやである。併し乍ら、  
我が海軍の將兵は斯かる肉體的の苦は意とせず——尤も海上生活には陸上の人の經驗することの出来  
ない愉快なる反面も多々あるが——訓練の最高調點たる實彈射撃、魚雷發射、全力運轉、演習等に於  
ては將兵は、下着まで新しく代へて從事すると言ふ様な實戦と同様な心構へで臨み、又は肉親の計に  
接しても敢て歸省を願出でないと言ふが如き眞摯なる態度を以て訓練に従事し、我が海軍の物的要素  
の不足は人的要素を以て補ひ、綜合的に我が海軍力の優勢を致して、國防の完璧を期し、國家繁盛の  
推進力と爲り、以て上 陛下の御信任に應へ奉り、又國民各位の期待に反かざらんことを念願とし  
て居るものである。

#### 四 物的要素

海上戦闘力の物的要素は、各個艦の人的要素を含まない戦闘力と其の數である。



主要海戦對抗勢力比率一覽表

海戦名	海戦年	交戦國	總排水量	比率	勝敗
リッサ沖海戦	一八六六	伊 奧	五五、九四四	六九	勝
豐島沖海戦	一八九四	日 清	八、四三三	一〇〇	敗
黄海海戦	同	日 清	一、一〇六	一〇〇	勝
米西戰爭	一八九八	米 西	四、二五〇	三八	敗
八月十日海戦	一九〇四	日 露	五、九六八	一〇〇	勝
蔚山沖海戦	同	日 露	五、九六八	八八	敗
日本海海戦	一九〇五	日 露	二〇四、五五七	一〇〇	勝
日本海海戦	明治三八	日 露	一五八、三四五	七七	全敗
コネル沖海戦	一九一四	獨 英	三三、〇三二	一〇〇	勝
北海海戦 (ドック)	一九一五	獨 英	二八、九〇〇	八七	全敗
北海海戦 (ドック)	大正	獨 英	七〇、八〇〇	一〇〇	勝
北海海戦 (ドック)	同	獨 英	三三、五七〇	五〇	全敗
北海海戦 (ドック)	一九一六	獨 英	一三三、四〇〇	一〇〇	勝
北海海戦 (ドック)	大正	獨 英	九〇、四〇〇	六八	敗退
北海海戦 (ドック)	一九一六	獨 英	一、四四六、三三	一〇〇	攻勢
北海海戦 (ドック)	大正	獨 英	六六、二五三	五八	退却

前掲の表に於て、前にも述べた塊將テグトフの勇猛果敢なる攻撃に依り優勢なる伊國艦隊を破つたリッサの海戦の外、夫れ以後の海戦に於ては劣勢を以て優勢に勝つた戦例はない。又我が海軍の關係

ある豊島沖海戦、黄海海戦、八月十日海戦、蔚山沖海戦、日本海海戦は孰れも噸數から見れば常に我軍の方が多かつたことは、一般の人のあまり注意しないところであらう。然し前掲の表は戦場に相會した兵力量を示すもので、各國の海軍の全兵力量を示すものでないから、劣勢兵力量の國の海軍は優勢兵力量の國の海軍に勝つ能はずと言ふ證明にならないこと勿論である。日清、日露兩戰爭共我が海軍の全兵力量は夫々清國、露國よりも遙に劣勢であつたが、二、精神力三、術力の項に於て述べた様な我が卓越せる人的要素に依りあの戦勝を齎したのである。又從來の戦例が相會する兵力量の中大なる方が勝つて居るからとて、將來も斯くあるべしとは斷言出来な。殊に黄海海戦に於ては、噸數こそ日本の方が清國より大であつたが、其の内容に於ては當時其の優勢を以て日本は勿論世界海軍を睥睨して居つた清國の定遠、鎮遠に對し、我が海軍は之に匹敵するものを持たなかつたと言ふことを考へるならば、同海戦は寧ろ劣勢を以て優勢に勝つたものと見るのが至當である。又日本海海戦に於て假にバルチック艦隊が逆に我が艦隊より優勢であつたとして術力のところで述べた人的要素を加味した砲力の比較をして見ると

皮相の砲力	日 露
射撃速度を加味せる砲力	七八 一〇〇〇
更に命中率を加味せる砲力	七八 三三三
	七八 一六六

となり、矢張り我の勝利を豫想し得る。

故に人的要素を考へるときは劣勢兵力量を以て優勢兵力量に勝ち得る——之が人的要素の重要な所以であるが——ことは勿論であるが、同時に兵力量が海上戦闘の勝敗を左右する重要な因子であることは否み得ざるところである。殊に近代の海軍は各方面に於て進歩した結果、移動集中が大いに迅速となり且將來益、迅速ならんとして居り、海軍の専門家が種々の角度から研究したところに依ると、全艦隊を擧げて渡洋し或る方面に兵力を集中すると言ふ様なことは以前より餘程容易となつて居る。又將來の戦争に於ては日清、日露の兩戦争に於けるが如く敵が我より人的要素に於て著しく劣つて居るべしとは斷定出來ない。斯う言ふ様なことを考へると海戦に於ける兵力量の地位は益々重要性を増大すると言ひ得る。

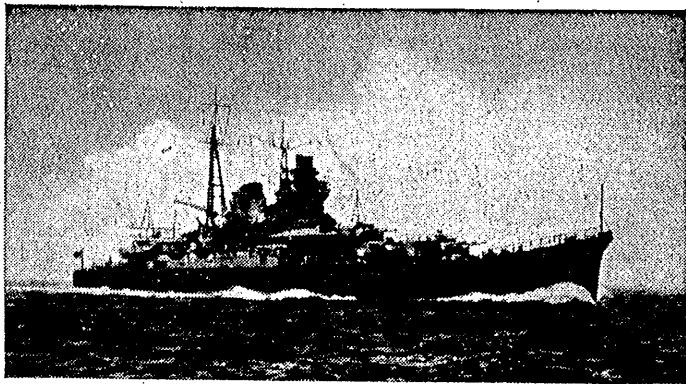
之が帝國が華府、倫敦兩條約を廢止した大きな理由であり、又主力艦の代換を始め艦船、兵器の整備を今日の急務とする所以でもある。海軍は人的要素の向上に全力を盡して居る。然し人的要素の優越にのみ恃んで物的要素の整備を忽に怠ることは所謂「敵の來らざるを待む」底の軍備であつて兵家の執らざるところである。又斯かる多分の危険性を包藏する軍備、萬一の場合國防上取返しつかぬ破綻を生ずる虞あるが如き不完全なる軍備は其の存在の意義を大いに減殺せられる。軍備は如何なる場合に於ても國防の完璧を期し得るもの即ち「我の待つあるを待む」底のものであつて始めて有事の際にあつては勿論のこと、平時に於ても戦争を未然に防止し又は國家隆盛の推進力たり得るのである。

### 六 兵力量の 内容

即ち海軍としては、人的要素の向上に全力を盡すと共に、其の卓越せる人的要素と相俟つて國防の完璧を期し得るに必要なる物的要素即ち艦船、兵器等を整備することは、現下の情勢に於て帝國の第一義的要求であると信するものである。

一艦の戦闘力は大なる程よいことは自明の理であつて、従つて一定の噸數に於ては各種の裝備を優秀ならしむることが要求せられる。即ち各國とも艦船に兵器に現代科學の粹を集め、種々の新機軸を案出し、個艦を優勢ならしむる爲に白熱的の競争を爲しつゝある。其の結果は現代の軍艦は、一萬噸の淺間級と同じ一萬噸の那智級を比べて見れば判る様に昔の軍艦に比し格段の進歩を爲して居るが、同時に噸當りの建造費が著しく高價となるのは止むを得ないところで、且將來益、高價となるであらう。

次に前に述べた如く各國は個艦の優勢を目指して白熱的競



争をやつて居るが、或國が何か新機軸を出すと他の國は之に對應する手段を講ずることは當然生起する事態である。ところで新機軸を出しても之に對抗する方法が案出せられては折角の個艦の優勢も大いに減殺せられることゝなる。

又個艦の戦闘力の攻撃、防禦、運動、通信、居住の各要素は互に相關關係に在ることは前に述べたが、然らば或る艦種に於て何の要素を重視するかは各國海軍固有の要求に依つて違ふ。例へば渡洋作戦を重視する米國海軍に於ては運動力中航續力を重視し、遠く本國を離れて活動する機會の多い英國の艦船は居住の點に大いに考慮が拂はれて居るといつた具合である。(帝國軍艦が他國の軍艦に比し攻撃、防禦、運動、通信各要素に勝つて居ることは、困苦缺乏に耐へ得る我が國民性に依り居住方面を必要の最小限度に止めて總て戦闘本位に造つてあるからで、外國の軍艦が調度其の他贅澤なものを用ひ、一流の「ホテル」へでも行つた様な広い室や立派な酒保があつたりするに對し、我國の軍艦で絨氈を敷いてゐるのは聯合艦隊司令長官の室のみであるのを對比すれば其の一端を覗ひ得ると思ふ)従つて逆に各艦の裝備の具合を見れば其の海軍が如何なる兵術的考へを持つて居るかを推定出来るものである。更に之等の特徴を持つて居る各艦種を何隻建造し、如何なる艦隊を編制するかを見れば、其の海軍は如何なる作戦に出るかを推定し得るものである。

我が海軍が如何なる建造を爲すかは國民各位の大いに知らんと欲するところであらうが、今述べた様な理由で海軍軍備は之を祕密に保つ必要があるもので或る程度以上公表する譯に行かぬ。此の點特に

國民各位の理解を要する次第である。

## 七 結 言

海上戦闘力の研究は廣大なるもので之を一朝一夕に説明し得るものに非ず、茲に述べたところは極く概念的なものに過ぎないが、本年より無條約時代に入り、各國夫々建艦に乗り出さんとして居る此の際、國民各位が此の概念を以て各國建艦の事態を正しく認識せられんことを希望するものである。

## 暴露された蘇聯の

## 竝行本部事件

外務省情報部

## 一 キーロフ暗殺事件

目下世界の注目を集めて居るモスコウの竝行本部事件は、去る一九三四年十二月のキーロフ暗殺事件に端を發し、翌年一月の合同本部事件から昨年八月のジノヴィエフ及カメネフの陰謀事件の暴露となり、更に今回の竝行本部事件にまで發展したのであるが、遠く遡れば一九二九年のトロツキー追放事件以前に由來して居るのである。

一九三四年十二月一日、ソヴェト聯邦共產黨中央委員會政治局員兼聯邦中央執行委員會幹部會委員として黨内に重きを爲し、スターリンの後継者と稱せられレーニングラードの黨探題として光つてゐたキーロフが、レーニングラードのスマルニー會館で暗殺された。そしてこの事件からソヴェト政權の重要幹部に對する組織的なテロ計畫が暴露し、レーニングラード州で三十九名モスコウ州で三十二名が陰謀關係者として檢舉され、十二月一日中央執行委員會に於て決定公布された死刑即決令によつて處斷された。

よつて處斷された。

キーロフ暗殺の犯人ニコラエフ以下一味十四名は十二月二十九日公判に附された結果、同じく死刑即決令によつて全部銃殺に處せられたのであつた。この事件の内容は公訴狀には「キーロフ暗殺事件審理の結果、舊ジノヴィエフ反對派の殘黨が依然地下運動を續け、一味はレーニングラード本部なる結社を組織し、ソヴェト政府首腦に對するテロ手段によつて現政府を破壊し政府の方策を所謂ジノヴィエフ・トロツキー綱領の精神に轉向させようとした。而も一部諸外國からの武力干渉並に武装援助を誘導すべきことを期待し、被告ニコラエフはレーニングラード本部の斡旋によつて再三レーニングラード駐節の某國領事を訪問し、武力援助の様式に就て打合を遂げた。またソヴェト聯邦の事情に就き情報を同領事に提供して運動資金として五千ルーブルを受取つた」と書かれてある。

然しキーロフ事件はこれだけでは納まらず、更にトロツキー派とジノヴィエフ派の合同本部がモスコウに設けられて居ることが發覺し、革命の元勳であり蘇聯邦政府の巨頭であるジノヴィエフ、カメネフ及元レーニングラードのゲ・ベ・ウ支部長のエツドキモフ、バカエフの四人が檢舉され、キーロフ暗殺の犯人ニコラエフが銃殺された二週間後の一九三五年一月十五、六兩日に公判が行はれた結果、何れも證據不十分で銃殺の極刑は免かれたが、ジノヴィエフは懲役十年、カメネフは禁錮十年、エツドキモフは禁錮八年、バカエフは懲役八年の刑を宣言されたのであつた。

## 二 合同本部事件

然るに合同本部事件はその後グ・ベ・ウの嚴重な追求によつて俄然再燃し、昨年五月にトロツキイ派及ジノヴィエフ派の合同本部を中心として、上記のジノヴィエフ、カトメネフ、エツドキモフ及バカエフの他にトロツキイの下で赤軍の參謀長であつたムラチコフスキイ、元中央執行委員のスマルノフを初めとして、テル・ウアガニヤン、ドレイツェル、レインゴルド、ビツケル、ゴルツマン、ダウイド、オルベルグ、ベルマン・ユリン、モイセイ・ルリエ、ナタン・ルリエ等十六名が陰謀事件の關係者として起訴され、蘇聯邦最高裁判所軍事部の公判に附せられた結果、ジノヴィエフ以下十六名全部が死刑の宣告を受け八月二十四日銃殺されたのであつた。なほトロツキイ及其の子セドフは蘇聯邦領内に於て發見次第逮捕の上追訴されることとなつた。

その他元職業組合書記長で國立出版所長であつた黨中央委員候補トムスキイは事件の發覺の當時に自殺し、また元外務人民委員代理で當時林業人民委員代理であつたソコルニコフ、元國立銀行總裁ビヤタコフ、イズヴェスチャの外報部長ラデック、前蘇聯邦人民委員會議長で現通信人民委員のルイコフ、イズヴェスチャ主筆のプーリン、ジュルナル・ド・モスクトの主筆ラエフスキイ、元労働人民委員ウグラーノフ、元交通人民委員代理セレブリヤコフ等の多數も檢舉されたが、九月九日、プーリン及ル

イコフは證據不十分で取調を打切つたといふことが發表され、また駐英武官ブウトナ大將も一時は連絡ありと睨まれたが嫌疑が晴れたのであつた。

この事件の内容は、ジノヴィエフ、カトメネフ、エツドキモフ、バカエフ等はキローフ暗殺事件に對しては單なる政治的及道德的の責任は負ふが刑事上の責任は無いと法廷を欺いて言ひ逃れたのであつたが、事實は彼等こそはキローフ暗殺の中心人物であつたのである。即ち一九三一年頃からトロツキイはスターリン、ヴォロシロフの暗殺、軍隊内に同志網を作ること及戦争の場合には敗北主義を採ること等の指令を與へ、その實行のためにテロリストを蘇聯邦領内に潜入せしめてゐたのであるが、一九三三年秋、政權獲得の目的の下に、ジノヴィエフ、カトメネフ、エツドキモフ、バカエフ等のジノヴィエフ派と、スマルノフ、テル・ウアガニヤン、ムラチコフスキイ等のトロツキイ派との合同が行はれ、その合同本部指導の下に、スターリン、ヴォロシロフ、カガノウイチ、キローフ、オルジョニキゼ、ジュダノフ、コンオル、ボスツイシエフその他を暗殺するための特別テロ班を養成したのであつた。斯うした計畫の下に行はれたのがキローフの暗殺であつたが、ジノヴィエフ、カトメネフ等はキローフに次いで上記の各要人の暗殺を行ひ、モスコウ及レニングラードの兩市に於て同時に叛亂を起し、よつて國內を攪亂しその間に現政權を顛覆しようといふ陰謀を企てたのであると、公訴狀には書かれて居る。

## 三 竝行本部事件の内容

而もなほ事件は底知れずに擴大し、合同本部事件は更に竝行本部事件にまで發展したのである。即ちジノヴィエフ、カーメネフ等の合同本部に竝行して同じくトロツキの指導の下に、反幹部派の別働隊が竝行本部を設け、同じく反革命の陰謀を企て、ゐたといふ事件が暴露され、合同本部事件當時及その後檢舉されたビヤタコフ以下十七名が事件の關係者として、本年一月十九日に起訴され、聯邦最高裁判所軍事部に於て一月二十三日から公判が開かれたのである。

事件の關係者は合同本部事件で檢舉された上記のビヤタコフ、ソコルニコフ、ラデック、セラブリヤコフ及シベリアに於けるトロツキ派の首領ムラロフ、元ソヴィエト鑛業駐獨代表シエストフ、元交通人民委員部長リツシツ、元シベリア鐵道従業員ボグスラフスキ、元南ウラル鐵道局長クニヤゼフ、元重工業人民委員部化學工業局長ラタイチャク、元カメロヴォ化學合同企業建設主任ノルキン、元ベルム鐵道従業員ツローク、元ゴルロフ化學工場従業員ブーシン、チェッコスロヴァキア人のグラシエ、元クツネツ炭坑従業員ドロブニス、同アーノルド、同ストロイロフ等である。

公判は二十三日から三十日に亘つて行はれ、外交團、外國新聞記者その他の傍聴を許した所謂公開の形式を以て開廷されたが、クニヤゼフ以下三名が夫々辯護士を附けただけで、他は辯護權を抛棄し

たのであつた。二十八日に聯邦檢事ウインスキの論告が行はれ、被告等を敵國と通謀して賣國の計畫を爲し、日本に對しては日米戦争の場合に石油を供給し、また日本の對支政策を妨害しないことを企て、ゐたと指摘して全部に對して死刑の求刑をしたのであつたが、三十日に判決が言ひ渡され、ビヤタコフ、セラブリヤコフ、ムラロフ、ドロブニス、リツシツ、ボクスラフスキ、クニヤゼフ、ラタイチャク、ノルキン、シエストフ、ツローク、ブーシン、グラシエの十三名は銃殺、ソコルニコフ、ラデックは、禁錮十年、アーノルドは、懲役十年、ストロイロフは、懲役八年、トロツキ及其の子セドフはソヴィエト領内に歸つた場合には直ちに逮捕し聯邦最高裁判所軍事部の審理に附することが宣告されたのであつた。なほビヤタコフ以下十三名の銃殺は二月一日に執行されたと報せられて居る。

控訴狀によれば、ビヤタコフ以下の一味は、トロツキの直接指導の下に竝行本部を組織し反ソヴィエト陰謀を企てた。即ち彼等は後方擾亂、テロ行為等の手段によつて外國の侵略を援助し、現政權を顛覆し、進んで資本主義を復活しようとする計畫したもので、トロツキは一九三五年十二月ラデックに宛てた手紙に於て沿海州及黒龍州を日本に、またウクライナをドイツに讓渡し、或はまた日本に樺太の石油を與へ、日米戦争に際してこれを保障し、その他探金の利権を與へるのは已むを得ないであらうと云つてをり、またクニヤゼフはその目的のために列車顛覆の事故を起したのみならず、日本の情報



機關の手先となり且の直接指導によつて軍用列車の破壊、重要機密書類の供給に従事した事は被告自身の自白のみならず且發の二通の手紙及寫真によつて立證されて居り、またソコルニコフは外務人民委員代理の在職中に某國代表者との會談後、その代表者及大使館員が辭去するに際してこれを引留めて通譯等が立去つたのを好機として秘密會談を爲しトロツキイからその代表者某の本國政府に對して或種の提議をした旨を語つた事實があり、更にツロク及クニヤゼフは日本の諜報者且、U等の手先となりウラル、ベルム、ザバイカル、ウスリ、シベリア諸鐵道の動員力に關する情報を日本の情報機關に提供し、一方合計十五回に亙る鐵道事故を起し、日本諜報機關から三萬五千ルーブルを受取つたといふ間諜行為並に黨政府要人特にモロトフの暗殺を計畫してゐたといふのが事件の内容である。

#### 四 各國は如何に見たか

この並行本部事件の内容は頗る奇々怪々なもので就中日本人との關係の如きは全く事實無根の狂言に過ぎないが本事件に對するソヴィエト政府の遣り方に就ては各方面から種々な批評が行はれて居るのである。

先づイギリスの輿論を見るとタイムズ紙は、一月二十六日の社説で「トロツキイ派の反革命陰謀の真相は外部から窺ひ得ない。裁判は五ヶ月以前から開始され彼等の有罪は公開審理以前に既に決つて

ゐた。被告がテロ政策により政權を取る一方に日獨兩國軍の援助に對し領土割讓を約束したといふのは妙な陰謀ではないか。ラヂック氏等が自分等に對する誹謗を甘受して處刑の手傳をして居る如きは實に不可解だ。スターリン氏は己の築いた制度の存續に腐心して居るらしく、蘇聯邦目下の對スベイン政策がトロツキイ主義の排撃を目標として居るのに鑑み、國民の胸にトロツキイ主義が復活するのを防ぎ、以て特に戦時に於ける結束を固めようとして居るやうだ」と批評し同じくモーニング・ポスト紙は「被告の自白は明らかに眞實ではない。これ等の自白はスターリン氏の個人的目的のためにのみ價値を有するに過ぎない。裁判の目的は國際的考慮から日獨兩國政府を攻撃するにあるか、或はまた國內的理山から犯罪を誇張しようとするにあるかは不明であるが、少數の十月革命生き残りの同志が殆ど抹殺されることに注目すれば充分だ」と述べ、二月二日のマンチェスター・ガーディアン紙は「蘇聯邦は經濟的には最も進歩した國の一つだが未だ文明國でないことは今回の公判で明瞭である」と辛辣な批評を下して居る。

またアメリカのヘラルド・トリビューン紙は二十四日の社説で「從來の裁判は國內の不平分子を對照としたが今回のラヂック一味の裁判と前回のジノヴィエフ一味の裁判とは外國人を對照とし、トロツキイ氏とドイトゥ祕密警察とを反革命陰謀に結びつけて信用を失墜させる魂膽に出て居る。更に次回ブハリン氏並にロム氏が公判に附される時にはハワイ、シンガポール、ジャワ等を日本政府に、イン

ドをイタリ、政府に、アフリカをドイツ政府に割譲し、アメリカにフランス革命を起す陰謀が放送されたところで不思議はない」と皮肉り、二十五日のニューヨーク・タイムズ紙は「ラデック氏一味の裁判は信ぜられぬことの連続である。殊に日獨兩國と共謀して蘇聯邦の領土を分割することは一寸信ぜられない。兎に角今度の裁判の意味は吾々西洋人には理解出来ない」と論じ、同じくニューヨーク・サン紙は「世界革命をモットーとしてスターリン氏と離反したトロツキ氏が日獨兩國政府と共謀することも解せられない。若しトロツキ氏がスターリン氏を嫌ふ餘り半氣狂になつたとすれば、ラデック一味がその氣狂に身命を賭せんとするのは理解出来ない」と云つて居る。

事件の渦中に引き合ひに出されたドイツの各新聞は「蘇聯邦の常套手段である惡宣傳に過ぎない。日獨兩國政府に對して世界輿論の反感を唆らうとする苦肉の策であり、芝居である。従つて眞面目に取り上げまい」と一笑に附して居るが、その他ベルギーに於ても新聞は眞面目に取り扱つたものは少く、代表的なアンデバンダンス紙は「被告が簡単に罪状を自白したのは不可解である。革命家が一度成功すると彼等自身の間に虐殺を行ふのは常のことである。斯うした事實を見てはベルギー労働者も所謂「蘇聯邦の天國」には憧れないであらう」と冷かして居る程である。

# 國際經濟週報

「同盟の國內通信網及び世界的通信網の全機能を活用編輯せる經濟雜誌の權威」

- ◆内外政治經濟問題の調査並に解説
- ◆内外政治經濟ニュースの詳細整然たる記録
- ◆世界主要諸市場の動き
- ◆金融、爲替、證券、商品その他諸相場及び統計

資料の豊富、新鮮、正確に於いて唯一無二を誇る經濟雜誌！

東京・京橋・銀座西七ノ一  
振替貯金口座東京八五〇〇〇番

### 毎週木曜日發行

定 價 一 部 廿 五 錢  
一 年 分 十 圓

### 【近刊號主要目次】

- 一月一日號 (No. 987)
  - 軍備競争下の列國經濟の動向
  - 序論—獨逸—佛國—英國—米國—伊國—ソ聯
  - 擾亂支那に踊る「六氏」略傳
  - 一月十四日號 (No. 988)
    - 一九三六年世界經濟の回顧
    - 國際政局—國際經濟—國際通貨—金融株式—生糸入絹—棉花—小麦—砂糖—ゴム—金物—油脂—海運
  - 一月廿一日號 (No. 989)
    - 重工業發展の現状と將來性
    - 重工業—燃料動力—化學工業
    - 一月廿八日號 (No. 990)
      - 歸△張學良の立場
      - △アメリカの健全財政復
      - △爲替の危機と物價奔騰
      - △日米綿布問題と綿業會
      - △羊毛毛糸相場の昂騰
      - △米國の労働争議とル政府の労働政策
    - 二月四日號 (No. 991)
      - 商品暴騰と專業界
      - △昨年の對外貿易解剖△銀行合同の進捗とその意義△再燃せるフランの危機△第二ソ聯陰謀事件△宇垣大將から林大將へ

## 同盟通信社

# 週報

第十八號

昭和二十二年二月十七日

官報附録

昭和二十二年二月十七日 第三種郵便物認可  
昭和二十二年二月十七日 第三種郵便物認可  
（毎週一回水曜日発行）

五錢

○文化勳章の制定  
（賞勳局）

○ブラジル移民に就て  
（拓務省拓務局）

○ヒトラー總統の  
議會演説に對する反響  
（外務省情報部）  
——（國際時事解説）——

週報

昭和二十二年二月十七日 第三種郵便物認可  
昭和二十二年二月十七日 第三種郵便物認可  
（毎週一回水曜日発行） 第十七號

（本書の大きさは國定規格A5判）

所 込 申	價 定
内閣印刷局發賣掛 電話九ノ内(四)二五二一九 振替 東京一九〇〇番	一ケ年(前金) 二圓四十錢 （外購便に依る地 減額三圓四十錢） 要送料
全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區後町二ノ三 振替 東京九三九〇番 最寄書店・驛書店	一ケ年分未滿配達御希望の方は、 部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。

官報附録週報別刷

昭和二十二年二月十日印刷發行

編輯者 情報委員會  
東京市豊町區永田町  
印刷者 内閣印刷局  
東京市豊町區大手町